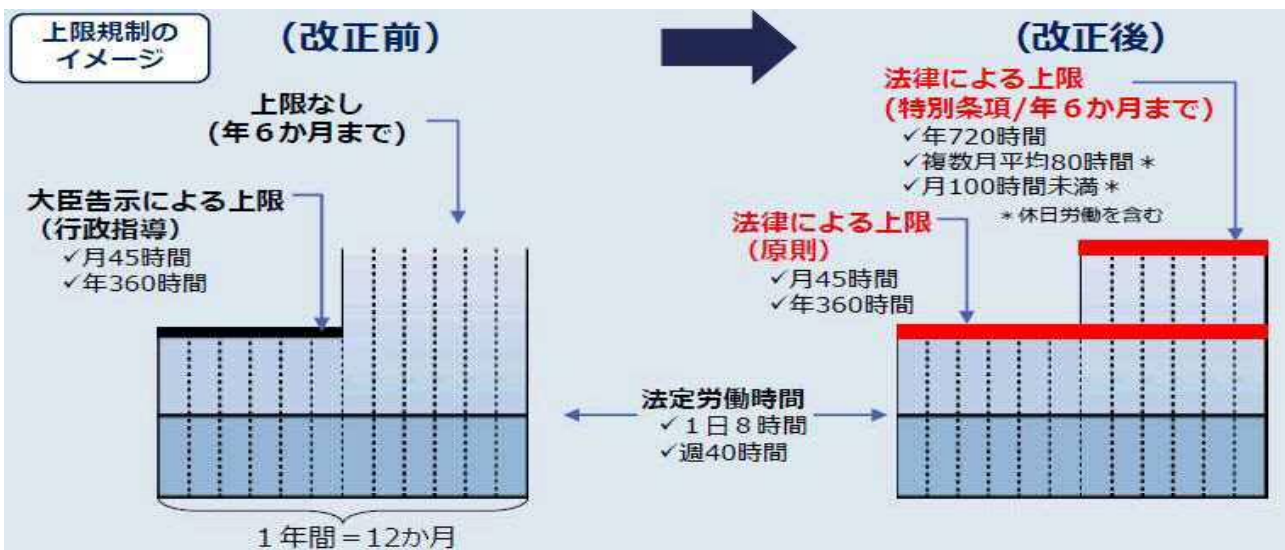


# 建設業にも

令和6年度より  
適用されます！

## 時間外労働の上限規制が適用されます。

平成31年4月から働き方改革関連法が施行され、時間外労働の上限規制が導入されました。建設業はその適用が令和6年3月31日まで猶予されています。残り3年余りの適用猶予期間中に長時間労働を削減するための皆様の自主的な取り組みが重要です。



### <原則>

時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となります。

### <特別な場合>

臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均がいずれも1月あたり80時間以内
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、6か月が限度

※上記に違反した場合には罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科される場合があります。

災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、当分の間、月100時間未満・2～6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。

（※年720時間の上限及び月45時間を超えることができる、6か月の限度は適用になります。）



# 労働時間短縮に向けた取組事例

## 取組事例①～IT機器を活用して作業効率化を図った事例～



《実施前》

作業当日に業務指示を行う必要があるため、全員を事務所に出勤させて朝礼を行っていた。作業終了後も勤怠と記録作成のため事務所に戻るルールとしていた。

《実施後》

クラウド型の施工管理システムを導入し、作業員全員にタブレット端末を配布することで、出先での勤怠管理や記録作成を可能にした結果、直行直帰を実現し、労働時間を短縮した。

## 取組事例②

～女性参画を図って人手不足を解消した事例～



《実施前》

女性の定着率向上と採用数増加を図りたいが、女性が働きやすい職場であることを社内外にうまくPRできなかった。

《実施後》

希望に沿ったキャリアコースの創設等、女性が働きやすい制度づくりを進めた結果、定着率向上につながった。また、「くるみん認定」「えるぼし認定」を受けることができ、女性活躍を広くアピールした結果、更なる女性求職者の増加につながった。

## 愛知働き方改革推進支援センターが働き方改革を無料で支援します。

働き方改革に向けて、特に中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対応するため、社会保険労務士や中小企業診断士等の専門家が無料でサポートします。

〒464-0855 愛知県名古屋市千種区千種通7-25-1

サンライズ千種 3階（タスクール内） 電話 0120-006-802

## 法令に関するお問い合わせは 各労働基準監督署へ

| 署名   | 所在地                             | 電話番号         | 管轄区域                                      |
|------|---------------------------------|--------------|---|
| 名古屋北 | 名古屋市東区白壁1-15-1<br>名古屋合同庁舎第3号館8階 | 052(961)8653 | 東区/北区/中区/守山区/春日井市/小牧市                     |
| 名古屋東 | 名古屋市天白区中平5-2101                 | 052(800)0792 | 千種区/昭和区/瑞穂区/熱田区/緑区/名東区/天白区/豊明市/日進市/愛知郡東郷町 |
| 名古屋南 | 名古屋市港区港明1-10-4                  | 052(651)9207 | 中川区/港区/南区                                 |
| 豊橋   | 豊橋市大国町111<br>豊橋地方合同庁舎6階         | 0532(54)1192 | 豊橋市/豊川市/蒲郡市/新城市/田原市/北設楽郡                  |
| 名古屋西 | 名古屋市中村区二ツ橋町3-37                 | 052(481)9533 | 中村区/西区/清須市/北名古屋市/西春日井郡                    |
| 岡崎   | 岡崎市羽根町字北乾地50-1<br>岡崎合同庁舎5階      | 0564(52)3161 | 岡崎市/額田郡                                   |
| 一宮   | 一宮市八幡4-8-7<br>一宮労働総合庁舎          | 0586(45)0206 | 一宮市/稲沢市                                   |
| 半田   | 半田市宮路町200-4<br>半田地方合同庁舎         | 0569(21)1030 | 半田市/常滑市/東海市/知多市/大府市/知多郡                   |
| 刈谷   | 刈谷市若松町1-46-1                    | 0566(21)4885 | 刈谷市/碧南市/安城市/知立市/高浜市                       |
| 豊田   | 豊田市常盤町3-25-2                    | 0565(35)2323 | 豊田市/みよし市                                  |
| 瀬戸   | 瀬戸市熊野町100                       | 0561(82)2103 | 瀬戸市/尾張旭市/長久手市                             |
| 津島   | 津島市寺前町3-87-4                    | 0567(26)4155 | 津島市/愛西市/弥富市/あま市/海部郡                       |
| 江南   | 江南市尾崎町河原101                     | 0587(54)2443 | 江南市/犬山市/岩倉市/丹羽郡                           |
| 西尾   | 西尾市徳次町下十五夜13                    | 0563(57)7161 | 西尾市                                       |